

み広連介第370号
令和7年8月7日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

みよし広域連合介護保険センター所長
(公 印 省 略)

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について (通知)

日頃は、広域行政に御理解、御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

標記の減算については、判定期間に作成した居宅サービス計画のうち、**訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護**（以下「**訪問介護等**」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数を算出し、最も紹介件数の多い法人（以下「**紹介率最高法人**」という。）の占める割合を計算した結果、訪問介護等のいずれかについて**80%**を超えた場合に、当該指定居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するというものです。

つきましては、訪問介護等のサービスの紹介率最高法人の名称等について記載した**別添の書類（様式1）**を作成し、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えた場合には、**令和6年9月13日（金）**までにみよし広域連合介護保険センターに提出してください。（80%を超えない場合、提出は不要ですが、算定期間が完結してから5年間保存しておいてください。）

また、80%を超える正当な理由の範囲については、**別紙**により取り扱うこととしますので、該当する事項があれば、具体的に正当な理由を記載するとともに、客観的に証する資料も提出してください。正当な理由の記載がない場合や記載があっても正当な理由として認められない場合については、特定事業所集中減算が適応されません。

なお、みよし広域連合のホームページに、「特定事業所集中減算」に関する提出書類等の様式を掲載しておりますのでご活用ください。

みよし広域連合ホームページ URL : <https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2024022900016/>

担当 介護保険センター総務係
電話 0883-76-0030